



## 《会計・税務の知識》 世界の相続税

### はじめに

相続税は、2015年1月の税制改正で最高税率が50%から55%に引き上げられ、非課税枠の基礎控除が4割縮小したことにより課税対象が拡大されました。今回は相続税の歴史に簡単に触れ、世界の相続税と比較していきます。

### 1. 日本の相続税の歴史は110年！！

相続税は1905年4月、前年に始まった日露戦争の戦費調達を目的に導入されました。戦争開始直後から酒税や所得税、地租（固定資産税）等を2度にわたり増税しましたが、2度目の増税時に欧米にならって相続税が導入されました。なお、大蔵省が期待していたほどの税収はあがらず、日露戦争の戦費の0.1%にしかありませんでした。第二次世界大戦後、一部の富裕層に富が集中するのを防ぐため、最高税率は1950年に90%まで引き上げられ、遺産の総額を課税対象とする遺産税方式から、取得者ごとの取得財産を課税対象とする遺産取得税方式に改められました。

その後、最高税率は段階的に引き下げられ、2003年の税制改正では50%になりましたが、このたび、55%に引き上げられたことにより、主要国では世界最高税率となりました。

### 2. 世界の相続税

一方、海外では相続税を廃止したり、そもそも存在しなかったりする国が少なくありません。カナダとオーストラリアは1970年代に廃止。1992年にはニュージーランドが廃止。スウェーデンも2004年に相続税を廃止しています。アジアでもマレーシアやシンガポール、中国には相続税がありません。相続税を取らない背景としては、税金として徴収するよりも高額資産を大胆に使用してほしいという経済的な事情が強いようです。

また、日本では相続による所得に応じた税率の幅が8段階で分類されていますが、フランスやドイツではこれが7段階、アメリカでは12段階と細かく分類されています。イギリスの場合、一律に40%と設定されています。

### 3. 相続税と海外移住

日本の税率が世界的に高いことで、日本の富裕層が海外に移住するというケースが考えられるかもしれません。しかしながら、海外に相続税がかからない国があったとしても、その恩恵を日本にしながら受けることは容易ではありません。しかも、日本の相続税法は原則として全世界財産に対して相続税を課税する方式を採用しているため、たとえ相続人が海外に住んでいたとしても日本国籍を有している限りは日本で相続税が課税されることになります。

日本での相続税を回避するためには、

- ①財産を遺す側、財産を相続する側の双方が、5年以上に海外に居住している。
- ②相続する側が日本国籍を有しておらず、海外に居住していること。

の、どちらかを満たしている必要があります。

しかしながら、財産を遺す側のみならず、財産を相続する側も5年以上、海外暮らしをしなければならないというのは非常にハードルが高いと考えられます。リタイア後に親だけが海外で悠々自適に暮らせる場合でも、子世代も5年以上日本を離れなければならないとなると難しくなったり、反対に、子世代が海外駐在や留学等で可能な場合にも、親世代が日本を離れたくないというケースも考えられます。日本で仕事をしたり、子どもを産んで生活基盤を築いている場合には、相続税の節税だけでは割り切れない要素が多分に存在していると考えられます。

### おわりに

ビジネスの第一線で活躍してきた人たちは海外への渡航の回数も多く、多くの国を訪れていることで、日本が一番住みやすいと感じる人も多いのではないのでしょうか。また、土地など先祖代々引き継いできた場合には、海外へ移り住むといった大胆な行為をとるのは非常に難しいです。今年の7月からは出国時課税の制度も始まっています。

相続税対策を考えるのであれば、ぜひ小谷野公認会計士事務所『安心相続』相談所までご相談ください。URL：<http://www.anshinsouzoku.net/>

(担当：岩崎)